

## 緊急事態宣言発令に伴う在宅勤務のお知らせ

2020年4月9日  
シフトプラス株式会社

今般の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」、当社役員1名の感染事実を受けとめ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染予防および拡散防止のため、大阪本社、千葉営業所他一部の営業所では、緊急事態宣言が集結するまでの間、在宅勤務を実施いたします。

実施期間中、お客様および関係者の皆様にはお電話による問合せ等でご不便をお掛けすることになり、申し訳ございません。ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、弊社の提供サービスへの影響はありません。詳細は下記のとおりです。

### 記

1. 期 間 2020年4月8日(水)から緊急事態宣言集結まで  
\* 大阪本社は4月13日から実施予定(準備出来次第前倒し導入)
2. 実施場所 ① 大阪本社 / ② 札幌営業所 / ③ 千葉営業所 / ④ 福岡営業所  
\* 他の営業所は原則、従来どおり出勤、業務にあたります。
3. 在宅勤務にあたって
  - (1) サービスレベル  
上記本社及び営業所勤務者は、自宅勤務となりますが、通信環境と社内システムの整備により、これまでどおりのサービスを提供致します。
  - (2) 電話対応について  
上記4営業所にお電話頂いた場合、ランダムにいずれかの営業所在宅勤務者が対応します。誠に申し訳ありませんが、電話口で当社担当営業所並びに担当者名をお伝えください。今後電話対応の方法を変更する場合は、改めてお知らせさせていただきます。
  - (3) Eメール  
これまでご連絡頂いていたe-mail、携帯電話はそのまま連絡先としてご利用になれます。
4. その他
  - (1) 感染拡大防止のための改善について  
在宅勤務以外の営業所においても、感染拡大防止のため、時差出勤や在宅執務、スタッフの交代制勤務等に取り組む場合があります。その際は改めてご連絡致します。
  - (2) リモートワークの推進について  
会議・打合せ・ミーティングにつきましては、電話やテレビ等による非対面形式での実施を進めて参ります。急遽、緊急事態宣言の対象地域に職場、住居のある従業員から非対面形式の打合せ等をお願いすることもございます。  
ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い申し上げます。

以上